

2. BCG実施日程

会場：健やかセンター（うじ安心館内）

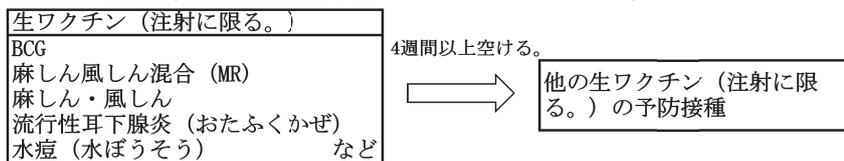
受付時間：午後1時15分から午後2時25分まで

整理番号札を会場で配布します。

誕生年月	推奨月	日程		
令和2年10月生	令和3年4月	6日（火）	23日（金）	26日（月）
11月生	5月	6日（木）	26日（水）	31日（月）
12月生	6月	11日（金）	22日（火）	28日（月）
令和3年1月生	7月	6日（火）	27日（火）	29日（木）
2月生	8月	3日（火）	30日（月）	31日（火）
3月生	9月	6日（月）	28日（火）	29日（水）
4月生	10月	7日（木）	28日（木）	29日（金）
5月生	11月	9日（火）	26日（金）	30日（火）
6月生	12月	8日（水）	22日（水）	23日（木）
7月生	令和4年1月	11日（火）	27日（木）	28日（金）
8月生	2月	8日（火）	24日（木）	28日（月）
9月生	3月	2日（水）	3日（木）	23日（水）

3. 異なる種類のワクチンの接種間隔

生ワクチン（注射に限る。）の次に他の生ワクチン（注射に限る。）を接種するときは4週間以上空けます。それ以外は間隔を空ける必要はありません。



※問合せ先：ヒトパピローマウイルス感染症（子宮頸がん予防）以外・・・保健推進課  
 ヒトパピローマウイルス感染症（子宮頸がん予防）・・・・健康づくり推進課

※a対象年齢・・・法律で定められた接種年齢。

※b標準年齢・・・国が接種を奨める望ましい年齢（詳しくは母子健康手帳又は予防接種手帳をご覧ください。）

（注）対象年齢や接種期間等、定められた留意事項をお守りください。定期予防接種を対象年齢・接種期間以外で接種された場合、任意接種としての取扱いになり、自己負担になりますのでご了承ください。

※1 生後2か月以上12か月未満に初回の接種を開始した者が、初回（2回目又は3回目）の接種を終了せずに、生後12か月を超えた場合は、初回（2回目又は3回目）の接種はせず、最後の初回の接種終了後27日間（医師が認める場合は20日間）以上の間隔において追加の接種をしてください。

※2 生後2か月以上7か月未満に初回の接種を開始した者が、初回（2回目）の接種が、生後12か月を超えた場合は、初回（3回目）の接種はせず、最後の初回の接種終了後60日間以上の間隔において追加の接種をしてください。

※3 生後2か月以上12か月未満に初回の接種を開始した者が、初回（2回目）の接種を終了せずに、生後24か月を超えた場合は、初回（2回目）の接種はせず、最後の初回の接種終了後60日間以上の間隔において追加の接種をしてください。

※4 初回接種については、生後2か月に至った日から出生14週6日後までの間を標準的な接種期間とします。また、原則として同一ワクチンを複数回（2回又は3回）接種してください。

※5 4種混合ワクチンは、3種混合と不活化ポリオを合わせたワクチンです。これから接種を開始される方は、4種混合ワクチンを接種しましょう。

※6 4種混合ワクチンは、不活化ポリオワクチンが含まれています。4種混合ワクチンで接種開始された方は、不活化ポリオワクチンの接種の必要はありません。

※7 平成25年4月の法改正にて、日本脳炎ワクチンの差し控え期間に接種機会を逃した人（平成7年4月2日生から平成19年4月1日生まれ）は、20歳未満までの間に定期接種として、不足分の日本脳炎ワクチンを無料で接種することができます。平成19年4月2日から平成21年10月1日までに生まれた人で、3歳以上7歳6か月未満の間に1期が終了していない場合は、9歳以上13歳未満の間は定期接種として1期の不足回数分を接種することができます。

※8 4種混合ワクチン又は3種混合ワクチン接種の基礎免疫（1期）に続き、追加免疫を与えるために接種。

※長期にわたる疾病等のために定期予防接種を受けることができなかった者に対する機会の確保について  
 定期予防接種の対象者であった間に、長期にわたり療養を必要とする疾病にかかったこと等の特別な事情により、定期予防接種を受けることができなかったと認められる場合、当該特別の事情がなくなった日から2年以内（上限年齢あり）に定期予防接種として接種することができます。

※平成31年2月の予防接種法施行令の改正により、昭和37年4月2日から昭和54年4月1日までの間に生まれた男性は、令和4年3月31日までの間に限り、風しんに係る定期予防接種の対象者となります。

令和3年度 予防接種協力医療機関

【宇治市 病院】

医療機関名	接種医師名	郵便番号	住	所	電話番号	FAX番号	*実施種目											
							ヒブ	肺炎球菌	B	ロタ	4	3	水	麻風	麻	風	水	日
宇治武田病院	仲裕美子・菊池顕 丸山立憲・牧野茂・重松陽介・ 栗園仁志・篠塚淳・竹田彬一・ 奥村謙一・西角元一・酒岡建城・ 橋口裕子・高田秀一・河邊公志・ 竹本隆博・田中俊樹・長澤眞由美・ 斉藤昌彦・大山和恵・小林都・ 関根薫平	611-0021	宇治里尻36-26		25-2500	25-2353	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
都倉病院	都倉隆	611-0021	宇治山本27		22-4521	20-3987	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
中村病院	渡邊一男	611-0033	大久保町平盛91-8		44-8111	44-7112	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
六地藏総合病院	白井千晶・才田玉喜・伊藤洋子	611-0001	六地藏奈良町9		33-1717	32-8718	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●

【宇治市 診療所】

医療機関名	接種医師名	郵便番号	住	所	電話番号	FAX番号	*実施種目											
							ヒブ	肺炎球菌	B	ロタ	4	3	水	麻風	麻	風	水	日
あさくら診療所	河本一成・平松まき・西田修・ 上赤賢司・池野文昭・富岡裕彦	611-0033	大久保町山ノ内19-1		46-5151	46-5207	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
浅妻医院	浅妻典子・浅妻正道・中村右子	611-0044	伊勢田町木3-1-30		44-0888	46-3253	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
あべじゅん婦人科	阿部純	611-0013	菟道荒磯1-50		46-8639	46-8445	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
いかだ医院	役明子	611-0014	明星町2-9-83		23-1736	22-6334	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
いしのこどもクリニック	石野雄一	611-0001	六地藏奈良町74-1 パティシオン六地藏 ず・ミッドモール2階		38-5200	38-5201	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
小児科いしはらクリニック	石原由理・濱中佳奈	611-0003	平尾台4-5-2		38-1617	38-1645	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
今林医院	今林丈士	611-0042	小倉町西浦88-39		21-4522	21-8268	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
上田診療所	上田通章	611-0013	菟道平町17		22-7586	22-7585	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
上ノ山吉岡医院	吉岡うた子	611-0033	大久保町上ノ山21-1		43-4181	45-2760	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
宇田医院	宇田裕子	611-0021	宇治式番4-1		23-2166	24-6632	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
大石医院	大石嘉啓・大石博・大石嘉恭	611-0002	木幡陣ノ内20		31-8354	33-5834	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
大石木幡医院	大石明人・大石律子・大石健	611-0002	木幡大瀬戸46		33-0306	33-4031	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
大石三室戸医院	大石律子・大石明人・大石健	611-0013	菟道荒磯28-3		24-0306	24-3626	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
小田部小児科内科医院	小田部榮助・小田部修	611-0001	六地藏町並32		32-6205	33-4796	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
おやいづ医院	小柳津治樹	611-0043	伊勢田町南山62-6		41-6013	41-6013	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
かどさか内科クリニック	門阪庄三・門阪薫平	611-0003	平尾台4-3-2		31-1077	31-1087	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
こいずみ医院	小泉修一	611-0027	羽羽子町82-1		48-1240	48-1241	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
こどう小児科	幸道直樹・幸道和樹	611-0013	菟道西車上り4-23		33-8886	38-2301	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●











**正 誤**

2021年（令和3年）1月15日付け宇治市公報第2325号中

ページ	欄	行	誤	正
5	左	下から18行目	「提起することができます」を「提起することができます」	「) 提起することができます」を「) 提起することができます」
5	右	下から2行目及び22行目		
6	左	上から9行目		
8	左	下から5行目		
8	右	下から6行目		